

環廃対発第 1504281 号  
平成 27 年 4 月 28 日  
一部改正  
環循適発第 2103032 号  
令和 3 年 3 月 3 日

各都道府県知事 殿

環境省  
環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化  
施設の財産処分）及び休止報告について

廃棄物処理施設整備費国庫補助金で整備された灰溶融固化設備の財産処分については、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）について（平成 27 年 4 月 28 日付け環廃対発第 1504281 号）及び「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について（平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号）（以下「承認基準通知」という。）」に基づき承認事務を行っているところであるが、今般、別添のとおり通知の内容を見直し、休止の報告等については、環境大臣が定める電磁的方法による提出ができるよう定めたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。本通知は、令和 3 年 3 月 3 日から適用する。

なお、溶融固化施設は、灰溶融固化設備やガス化溶融施設といった焼却灰等を溶融固化する施設をいう。

## 「溶融固化施設の財産処分」についての取扱い

### 1 通知見直しの背景

- (1) 会計検査院より、長期にわたって使用されていない溶融固化施設が見受けられた場合には、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促すとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設については、財産処分承認基準に基づく財産処分を含めた取扱方針を作成して事業主体に対して示すことを求められていること。
- (2) 「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について（平成22年3月19日付け環廃対発第100319001号、平成27年4月28日付け廃止）により灰溶融固化設備の財産処分の承認に必要な条件を設けたが、依然として多くの溶融固化施設が休止状態にあることから、要件について見直した上で、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除き適切に財産処分等の手続きを進める必要があること。
- (3) 焼却施設そのものによるダイオキシン類の発生抑制及び除去に関する技術的進展、最終処分場の残余年数の増加などから、溶融固化処理・減容化の必要性が低下していること。

### 2 財産処分承認基準における適用

上記1(1)を踏まえ、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討することとし、検討した結果、財産処分の承認を受けようとするもので、以下に示す「対象施設」及び「承認に必要な条件」に全て該当するものについては、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第3 国庫納付に関する承認の基準」の1.の(1)のイ.の「(ア)市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」として取扱うこととする。

### 3 対象施設

平成9年度から平成16年度までの間に、ごみ焼却施設の新設に当たり、溶融固化施設の設置を補助要件とした廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けたものであって、整備後1年以上に亘り休止している溶融固化施設とする。

#### 4 承認に必要な条件

これまでのダイオキシン対策、最終処分場対策に伴う状況の変化や経済性等を勘案し、以下の（１）から（３）の全てを満たす場合に承認することとする。

- （１）最終処分場の残余容量について、熔融固化施設の休止に伴い、容量が逼迫するなどの悪化を招いておらず、所要の残余年数（５年以上）が確保されていること。
- （２）休止している熔融固化施設の使用を再開することとした場合の新たな財政負担及び維持管理費、スラグの売却見通しや最終処分場の残余年数増加への寄与度等を検討した結果、費用に対する効果が低く不経済であることが明確であり、今後の継続的な使用を見込むことができないこと。
- （３）熔融固化施設の不具合を意図的に放置したために休止に至る等、熔融固化施設の運転に不適切な事態が生じていないこと。

#### 5 承認の手続

熔融固化施設の財産処分を行う場合には、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第２ 承認の手続」に基づき、財産処分承認申請書を作成し、「４ 承認に必要な条件」に掲げる項目について、関係資料（休止に至る経緯・事由に係る資料を含む）を添付の上、環境大臣あて提出することにより、申請手続を行うこと。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

#### 6 休止の報告

上記３及び４の要件を満たす熔融固化施設のうち、ごみ焼却施設と一体不可分な施設であって、ごみ焼却施設が稼働中のため、熔融固化施設のみを取り壊すことが困難な施設、その他ただちに上記財産処分の手続を行うことが困難な施設については、別添様式に熔融固化施設が休止に至った経緯等を明記の上、環境省環境再生・資源循環局長宛に報告するものとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法による行うことができる。

別添様式

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

環境省

環境再生・資源循環局長 殿

補助事業者名

〇〇施設等整備費国庫補助金（\*1）により取得した△△施設  
の休止について（報告）

〇〇施設について、令和〇〇年〇月より休止の取扱としたいので、別紙資料を添えて報告します。

\*1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

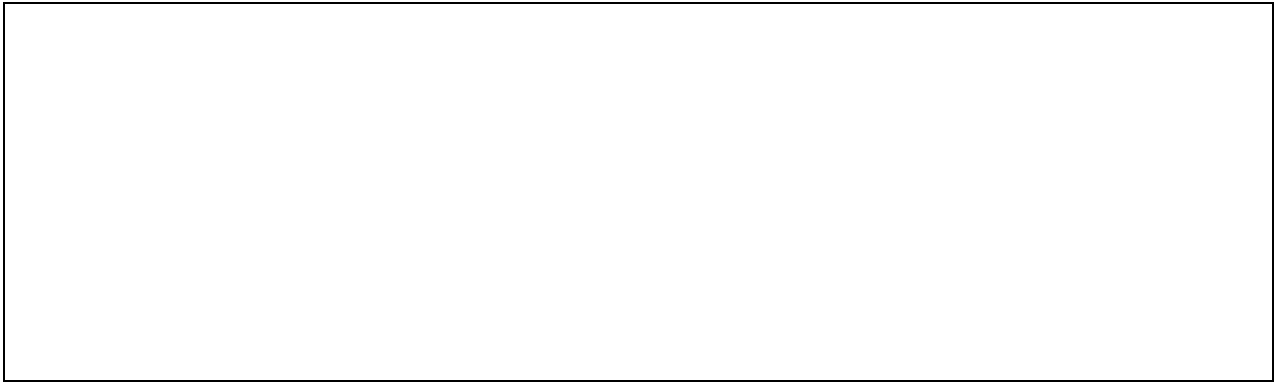
別紙様式

1. 施設の概要

①補助事業者名	②施設名	③所在地	
④施設（設備）種別	⑤建物構造	⑥建物延面積の全体	
	造	m <sup>2</sup>	
⑦施設の能力			
燃焼設備                      式                      t/日    (    t/日   ×   炉) 灰溶融固化設備              式                      t/日    (    t/日   ×   炉)			
⑧国庫補助額全体	⑨総事業費	⑩国庫補助年度	⑪休止予定期間
円	円		

2. 休止に至った経緯及びその理由

### 3. 休止後の対応方針



### 4. 添付資料

- ・ 施設フロー図
- ・ 「溶融固化施設の財産処分」の承認に必要な条件に係る検討結果
- ・ その他参考となる資料

## (記入要領)

### 1. 施設の概要

- (1) 「④施設（設備）種別」欄には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩休止予定期間」欄には、報告時点での休止予定期間（年月）を記入すること。

### 2. 休止に至った経緯及びその理由

施設を休止するに至った経緯と理由を記載すること。

なお、「3 対象施設」及び「4 承認に必要な条件」に掲げる各項目を満たすにもかかわらず、財産処分の手続きを行うことが困難な場合は、理由と併せてその旨記載すること。

また、熔融固化施設を休止したとしても、ダイオキシン類の発生等の問題が生じないこと、廃棄物処理に支障が生じないことを確認し、その旨記載すること。

### 3. 休止後の対応方針

休止期間後の施設の取扱いに係る方針について記載すること。

### 4. 添付書類

- (1) 「4 承認に必要な条件」に掲げる各項目について、検討結果等の資料を添付すること。
- (2) その他参考となる資料については、適宜休止に至った経緯や理由を補足する資料を添付すること。